埼医業Ⅰ第５４７号
令和７年５月２９日

郡市・大学医師会長　　殿
（感染症担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
担当副会長　　丸　木　雄　一
担当常任理事　　髙　木　　学
（公印省略）

麻しん（はしか）の陽性例の確認について

標記の件について、令和７年５月２８日（水）に、別添のとおり川口市が麻しん患者について記者発表を行なった旨、埼玉県保健医療部感染症対策課から情報提供がありました。

千葉県において発生届がなされている患者につきまして、感染可能期間中である５月２７日（火）に、川口市役所に立ち寄り、行政手続きを行ったことが確認されたとのことです。

埼玉県によれば、現在、2 次感染等は確認されておりません。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、会員への周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

担　当：埼玉県医師会業務Ⅰ担当（飯野）
ＴＥＬ：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：iino@office.saitama.med.or.jp

参考資料

【麻しんについて】

・麻しんウイルスによって引き起こされる病気で、空気感染、飛沫感染、接触感染で人から人に感染が伝播します。

・感染すると１０日から１２日の潜伏期間（症状のない期間）を経て、３８℃程度の発熱、風邪のような症状（咳や鼻水など）が現れ、２～４日間続きます。口の中に小さな（約１ｍｍ）白い発疹ができます。その後、３９℃以上の高熱となり、体中に赤い発疹が出現します。

・特異的な治療法がなく、対症療法が中心です。

・有効な予防方法はワクチン接種です。２回接種による免疫獲得率は９７～９９％以上と報告されており、発症リスクを最小限に抑えることが期待できます。

【感染可能期間】

・症状の出現する 1 日前（発しん出現の 3～5 日前）から発しん消失後 4 日くらいまで（または解熱後 3 日くらいまで）。

川口市　**Press Release**

令和７年５月２８日
川口市保健所

麻しん（はしか）患者の発生に伴う注意喚起

千葉県に届出があった麻しん患者について、行動調査を実施した結果、令和７年５月２７日に以下の施設を利用していることが判明しました。

感染の可能性がある時間帯に当該施設を利用された方で、麻しんを疑う症状（高熱・発疹・咳・鼻水・目の充血等）が現れた場合は、事前に保健所に電話連絡の上、指示に従い医療機関を受診してください（特にワクチン未接種の方についてはご注意ください）。

また、受診の際は、感染拡大防止の観点から、公共交通機関の利用は避けてください。

１　麻しん患者が利用した施設

感染の可能性がある時間帯	施　設　名	所　在　地
令和７年５月２７日（火） １３：１０～１６：２０	川口市役所第一本庁舎３階 （市民課・国民健康保険課・国民年金課・特別債権回収課・納税課・国保収納課）	川口市青木２－１－１

※　麻しんウイルスの空気中での生存期間は２時間以下とされています。現時点において麻しん患者が利用した施設を利用されても心配はありません。

２　麻しんの症状等

- 麻しんの潜伏期間は、通常１０～１２日間（最短５日間～最長２１日間）
- 麻しん患者と接触した場合には、接触後２１日間、本件は６月１７日（火）まで注意が必要です。
- 麻しんに感染すると、約１０日後に３８℃程度の発熱や咳、鼻水といった風邪のような症状が２～４日続き、その後３９℃以上の高熱とともに発疹が出現します。

【注意喚起】

現在、麻しんは海外で流行しており、帰国後に麻しんと診断された報告例も増えています。流行地へ渡航を計画している方は、渡航先でどのような感染症が流行しているか確認するとともに、自身のり患歴や予防接種歴を確認し、抗体検査や予防接種を受けることを検討してください。

旅行地域から帰国後、体調不良がある場合には速やかに医療機関を受診し、「いつ、どこへ渡航し、どのような症状が出ているか」を伝え、医師の指示に従ってください。

問い合わせ
川口市保健所
疾病対策課　感染症係
（直通電話）048-423-6726